

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告 示  
 ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四五二  
 ○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件 四五三

公 告  
 ○一般競争入札を行う件二件 四五五  
 ○落札者を決定した件 四五六

○福島県選挙管理委員会  
 ○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四五九

○福島県収用委員会  
 ○公示による通知を行う件二件 四九八

## 告 示

### 福島県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 岩瀬郡天栄村大字白子字小金檀二六、一九の一、二三の一、二三、二四、二七の一、二八、二九、三〇の一、三二の一、四九から五二まで
- 二 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 2 立木の伐採の限度
        - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第五百九十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年七月二十九日次のとおり指定した。

令和二年九月八日

福島県知事

内 堀 雅 雄

- |          |          |             |                |
|----------|----------|-------------|----------------|
| 氏名又は名称   | 住所       | 指定の有効期間     | 売りさばき所の名称及び所在地 |
| 南会津地区交   | 南会津郡南会津町 | 令和二年一月一日から  | 南会津郡南会津町       |
| 通安全協会    | 田島字大坪五四番 | 令和七年九月三〇日まで | 島字大坪五四番地一      |
| 会長 芳賀 地一 | 地一       |             | 南会津警察署内        |

（出納総務課）

### 福島県告示第五百九十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月四日次のとおり指定した。

令和二年九月八日

福島県知事

内 堀 雅 雄

- |                |            |             |                   |
|----------------|------------|-------------|-------------------|
| 氏名又は名称         | 住所         | 指定の有効期間     | 売りさばき所の名称及び所在地    |
| 石川 眞奈美         | 福島市飯坂町平野   | 令和二年一月一日から  | 有限会社おおいしや         |
| 佐々木 清          | 福島市瀬上町字東   | 令和七年九月三〇日まで | 福島市飯坂町平野字原東二四番地の一 |
| 一般社団法人 福島県交通安全 | 福島市町庭坂字大原一 |             | 佐々木商店             |
|                |            |             | 福島市瀬上町字東町一丁目一番六号  |
|                |            |             | 福島県警察福島運転免許センター売店 |

全協会

有限会社プロ  
・セール  
福島市成川字成田  
口一六番地の一二

三木 文男  
伊達市梁川町字本  
町六四番地

有限会社保原  
自動車学校  
伊達市保原町字泉  
町六五番地

安斎商事合資  
会社  
伊達郡川俣町字五  
百田一六番地の三

宍戸 謙一  
福島市方木田字葉  
ノ木立二九番地の  
一一

福島県告示第五百九十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月五日次のとおり指定した。  
令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

株式会社原町  
自動車教習所  
南相馬市原町区南  
町四丁目五〇番地  
令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地  
株式会社原町自動車  
教習所  
南相馬市原町区南町  
四丁目五〇番地  
(出納総務課)

福島県告示第五百九十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月七日次のとおり指定した。  
令和二年九月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島市町庭坂字大原  
一番地の一

セブン・イレブン福  
島西中央五丁目店  
福島市西中央五丁目  
三三番地の三

伊達市梁川町字本町  
六四番地

有限会社保原自動車  
学校  
伊達市保原町字泉町  
六五番地

安斎商事合資会社  
伊達郡川俣町字五百  
田一六番地の三〇

宍戸商店  
福島市方木田字葉ノ  
木立二九番地の一一

(出納総務課)

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

根本 兼利  
岩瀬郡鏡石町成田  
四九三番地  
令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

渡辺 三喜男  
石川郡玉川村大字  
岩法寺字関根四番  
地

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地  
アイランドネモト  
須賀川市志茂字六角  
六五番地 ながぬま  
ショッピングパーク  
内  
セブンイレブン石川  
南町店  
石川郡石川町字南町  
一一番地の二  
(出納総務課)

福島県告示第五百九十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月十二日次のとおり指定した。  
令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島さくら農  
業協同組合  
郡山市朝日二丁目  
一四番七号  
令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地  
福島さくら農業協同  
組合 勿来支店  
いわき市勿来町窪田  
町通三丁目五一番地  
(出納総務課)

福島県告示第五百九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月十八日次のとおり指定した。  
令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

遠藤 清一郎  
田村郡小野町大字  
小野新町字仲町二  
五番地  
令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地  
富屋  
田村郡小野町大字小  
野新町字仲町二五番  
地  
ファミリーマート松  
本船引店

松本 健一  
田村市船引町門鹿  
字外ノ内七番地

福島県告示第六百号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月十九日次のとおり指定した。

令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社岩瀬 須賀川市館ヶ岡字  
米肥 町尻五八番地一 令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

有限会社岩瀬米肥  
(大竹商店)  
須賀川市館ヶ岡字町  
尻五八番地一  
(出納総務課)

福島県告示第六百一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月二十日次のとおり指定した。

令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

安藤 恵 福島市渡利字柵町  
五九番地の二 令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

湯野川 政弘 福島市立子山字笠  
松五四番地の一 同

株式会社柵倉 東白川郡柵倉町大  
自動車学校 字柵倉字日向前二  
同

同 同

二〇番地の一

株式会社柵倉自動車  
学校  
東白川郡柵倉町大字  
柵倉字日向前二二〇  
番地の一  
(出納総務課)

福島県告示第六百二号

田村市船引町門鹿字  
荒屋敷二九八番地の  
一  
(出納総務課)

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年八月三十一日次のとおり指定した。

令和二年九月八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

株式会社北部 伊達市原島九五番  
日本自動車学 地 令和二年一〇月一日から  
令和七年九月三〇日まで

校 長島 則夫 福島市方木田字永  
樋一四番地の八 同

伊達市原島九五番地  
長島商店  
福島市方木田字永樋  
一四番地の八  
(出納総務課)

公 告

## 公告186号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（福島県福島市佐倉下字附ノ川1番地の3）

カ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

キ 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター（福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番32号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月6日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年10月6日（火）午後5時15分まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年9月8日（火）から同年10月6日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月21日及び同月22日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月16日(水)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和2年10月21日(水)午前9時30分
  - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年10月20日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 6 other facilities 1 set
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 21 October 2020
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 October 2020
  - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269
- (商工総務課)

## 公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 マシニングセンター2 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県立平工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年10月2日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年9月8日（火）から令和2年10月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年9月21日から同月22日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月15日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年9月15日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月21日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Machining Center2 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 October 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 October 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

## 公告第188号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノートパソコン 572台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田2丁目3番4号
- 5 落札金額  
42,471,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年6月16日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和二年九月一日現在において、次のとおりである。

令和二年九月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七九二
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九八、七〇〇
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

Table with 2 columns: 選挙区 (選挙区) and 得票数 (得票数). Rows include 福島市 (78,409), 田村市田村郡 (18,024).

Table with 4 columns: 市町村 (市町村), 人口 (人口), 選挙区 (選挙区), 得票数 (得票数). Rows include 会津若松市, 郡山市, いわき市, 白河市, 須賀川市, 喜多方市, 相馬市, 二本松市.

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和二年九月八日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

- 一 書類の名称
裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した令和二年八月三十一日付けの通知書
二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

Table with 2 columns: 氏名 (氏名) and 住所 (住所). Row includes 阿部 鬼太郎 (住所不明).



|                                   |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 大波 節子                             | 住所不明<br>ただし、戸籍の附票上の住所 中国 上海 |
| 不明<br>ただし、<br>星 久弥<br>又は<br>その相続人 | 住所不明                        |

三 その他  
前記通知書を受領しないときは、令和二年九月二十九日をもって通知があったものとみなされます。

**福島県収用委員会告示第九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。  
令和二年九月八日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称  
裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した令和二年八月三十一日付けの通知書  
二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏名                | 住 所   |
|-------------------|---|
| 阿部 鬼太郎            | 住所不明  |
| 阿部 キシイ            | 住所不明  |
| (亡) 小山善之<br>輔相続財産 | 住所不明  |
| 齋藤 泰紀             | 住所不明<br>ただし、住民票上の住所<br>宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京原一三番地の一 ピュア<br>ライフ京原一一八 |

三 その他  
前記通知書を受領しないときは、令和二年九月二十九日をもって通知があったものとみなされます。